「相続放棄の申述（そうぞくほうき　しんじゅつ）」の手続とは……

亡くなった人の財産（借金などの債務も含まれます。）を、一切相続したくないときは、家庭裁判所で相続を放棄する旨を申述しなければなりません（これを「相続放棄の申述」といいます。）。相続放棄をすると、初めから相続人ではなかったこととみなされます。相続放棄の申述は、自己のために相続の開始があったことを知ったときから３か月以内に、家庭裁判所に行わなければなりません（民法938条）。

この申述を行いたいときは、以下の書類等を用意して、裁判所に提出してください(郵送可)。

添付のＱ＆Ａも参照してください。

申述をする人	相続人(未成年者のときは、その法定代理人が代理して行います。)
申述する裁判所（管轄）	**被相続人（亡くなった人）**の最後の住所地（住民票上の住所）の家庭裁判所 ※　札幌家庭裁判所の管轄は別紙１のとおり （その他の管轄については、裁判所ウェブサイトの「裁判所の管轄区域」をご覧ください。）
申述に必要な費用	□申述をする相続人1人につき収入印紙 800円 □連絡用の郵便切手 **110円分[110円×1枚]** ‥‥★
申述に必要な書類	□相続放棄申述書　１通 □戸籍謄本等（別紙２のとおり） ※そのほかに書類の提出をお願いすることもあります。

★　郵便切手ではなく、現金等による納付を希望される方は、別途手続きが必要となります。詳細は裁判所にお問合せください。

手続の流れ

※一般的な流れを示したものです。

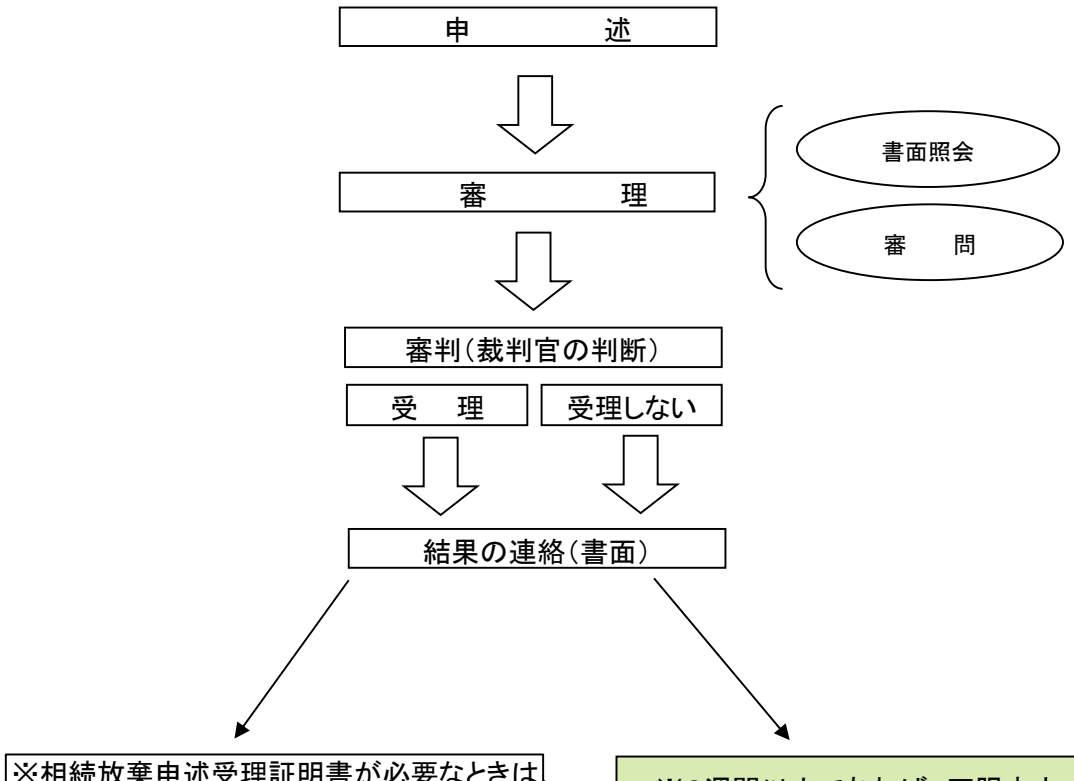

（別紙1）

札幌家庭裁判所の管轄区域

札幌家庭裁判所（本庁） 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 電話 011-350-4294(ダイヤルイン)	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡（当別町 新篠津村）
札幌家庭裁判所岩見沢支部 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東4丁目 電話 0126-22-6650(代表)	岩見沢市、美唄市、三笠市、夕張郡（由仁町 長沼町 栗山町） 空知郡の内 南幌町 樺戸郡の内 月形町
札幌家庭裁判所夕張出張所 〒068-0411 北海道夕張市末広1-92-16 電話 0123-52-2004(代表)	夕張市
札幌家庭裁判所滝川支部 〒073-0022 北海道滝川市大町1-6-13 電話 0125-23-2311(代表)	滝川市、芦別市、赤平市、砂川市、歌志内市 空知郡の内 奈井江町、上砂川町 樺戸郡の内 浦臼町、新十津川町
札幌家庭裁判所室蘭支部 〒050-0081 北海道室蘭市日の出町1-18-29 電話 0143-44-6733(代表)	室蘭市、登別市、伊達市、白老郡（白老町）、有珠郡（壮瞥町） 虻田郡の内 豊浦町、洞爺湖町
札幌家庭裁判所苫小牧支部 〒053-0018 北海道苫小牧市旭町2-7-12 電話 0144-32-3295(代表)	苫小牧市 勇払郡の内 厚真町、安平町、むかわ町
札幌家庭裁判所浦河支部 〒057-0012 北海道浦河郡浦河町常盤町19番地 電話 0146-22-4165(代表)	浦河郡（浦河町）、様似郡（様似町）、幌泉郡（えりも町） 日高郡新ひだか町の内 旧三石郡三石町
札幌家庭裁判所静内出張所 〒056-0005 北海道日高郡新ひだか町静内こうせい町2-1-10 電話 0146-42-0120(代表)	沙流郡（日高町 平取町）、新冠郡（新冠町） 日高郡新ひだか町の内 旧静内郡静内町
札幌家庭裁判所小樽支部 〒047-0024 北海道小樽市花園5-1-1 電話 0134-22-9157(代表)	小樽市、余市郡（仁木町 余市町 赤井川村）、古平郡（古平町）、積丹郡（積丹町）
札幌家庭裁判所岩内支部 〒045-0013 北海道岩内郡岩内町字高台192-1 電話 0135-62-0138(代表)	岩内郡（共和町 岩内町）、磯谷郡（蘭越町）、古宇郡（泊村 神恵内村） 虻田郡の内 ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町

（別紙2）

戸籍謄本等

※　同一の被相続人についての相続の承認・放棄の期間伸長事件又は相続放棄申述受理事件が先行している場合、その事件で提出済みの戸籍謄本等は不要です。また、同じ戸籍謄本等は、重複して提出する必要はありません（１通で可）。

※　戸籍等の謄本は、戸籍等の全部事項証明書という名称で呼ばれる場合があります。

※　被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本等については、死亡の記載のある戸籍謄本等から順に遡って取得すると分かりやすいです。

※　申述前に入手が困難な戸籍謄本等がある場合、その戸籍謄本等は、申述後に追加提出することでも差し支えありません。

※　手続終了後に戸籍謄本等の原本の返還を希望される場合は、原本及び原本からコピーしたその写しのほか、返送用の郵便切手（レターパックでも可）をあらかじめ提出してください。

申述人が、被相続人の配偶者の場合	□　被相続人の住民票除票又は戸籍附票 □　申述人（放棄する方）の戸籍謄本 □　被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
【第一順位相続人】 申述人が、被相続人の子又はその代襲者（孫、ひ孫等）の場合	□　被相続人の住民票除票又は戸籍附票 □　申述人（放棄する方）の戸籍謄本 □　被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本 □　申述人が代襲相続人（孫、ひ孫等）の場合、被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
【第二順位相続人】 申述人が、被相続人の父母・祖父母等（直系尊属）の場合（先順位相続人等から提出済みのものは添付不要） ※父母（一部を含む。）と祖父母（一部を含む。）の両方が生存されているときは、父母が相続放棄をした後に祖父母が相続放棄をすることになります。	□　被相続人の住民票除票又は戸籍附票 □　申述人（放棄する方）の戸籍謄本 □　被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本 □　被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本 □　被相続人の直系尊属に死亡している方（相続人より下の代の直系尊属に限る（例：相続人が祖母の場合、父母））がいる場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
【第三順位相続人】 申述人が、被相続人の兄弟姉妹及びその代襲者（おいめい）の場合（先順位相続人等から提出済みのものは添付不要）	□　被相続人の住民票除票又は戸籍附票 □　申述人（放棄する方）の戸籍謄本 □　被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本 □　被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本 □　被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本 □　申述人が代襲相続人（おい、めい）の場合、被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

Q & A

Q1　夫は数年前に死亡しているのですが、相続放棄の申述をすることはできるのですか？

相続放棄の申述は、相続人が相続開始の原因たる事実（被相続人が亡くなったこと）及びこれにより自己が法律上相続人となった事実を知ったときから3か月以内に行わなければなりません。ただ、相続財産が全くないと信じ、かつ相当な理由があるときなどは、財産の全部又は一部の存在を認識したときから3か月以内に申述すれば、相続放棄の申述が受理されることもあります。

Q2　受理されたときは、どのような手続をすれば良いのですか？

亡くなった人の財産を管理している場合は、相続人に引き継ぐことになります。また、債権者から債務の請求がきている場合には、債権者に対して、家庭裁判所で相続放棄の申述が受理されたことを連絡するのがよいかと思われます。

Q3　相続放棄が受理された証明書がほしいのですが、どのように申請するのですか？

家庭裁判所に備付けの申請用紙がありますので、申請用紙に必要事項を記入し、１件につき150円分の収入印紙、返信用の切手を添えて、受理をした家庭裁判所に申請してください。直接、受理した家庭裁判所まで申請に来られるときは、印鑑及び受理通知書や運転免許証などの本人を確認することができるものを持参してください。

Q4　受理されなかったときは、不服申立てをすることはできるのですか？

却下審判が送達された日の翌日から２週間以内であれば、不服申立て（即時抗告）をすることができます。即時抗告をするには、期間内に、抗告の趣旨などを記載した即時抗告の申立書を、審判をした家庭裁判所に提出しなければなりません。詳しくは、審判をした家庭裁判所にお問い合わせください。